区分	類　型		保護者状況	点　数
福祉的配慮	A	ひとり親世帯	児童が母または父のみに養育されている場合	2
	B	障害児	入園を希望する子どもが障害を有する場合	1
	C	失業	生計中心者が入園希望日の前１年以内に離職しており、就労の必要性が高い場合	2
	D	生活保護世帯	生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による生活保護を受けている世帯であり、就労による経済的自立が見込まれる場合	1
	E	社会的養護	児童虐待又はその恐れがある場合	5
			ＤＶにより保育を行うことが困難であると認められる場合	2
			その他社会的養護が必要と認められる場合	1
教育環境的配慮	F	継続児童（入園希望の年度内に認定期間が切れる場合を除く。）	現在入園している施設に継続して入園を希望する場合	7
	G	兄弟姉妹の入所	兄弟姉妹が同一の施設の利用を希望する場合	2
	H	地域型保育事業利用終了児	地域型保育事業等を利用しており、年齢到達により保育所等の利用を希望する場合	2
その他	I	同居の祖父母	基本点数表の区分１～５、７～１０に該当しない６５歳未満の同居の祖父母がいる場合	各-2
	J	育児休業者①	保護者が育児休業から復帰するため、児童が同じ施設を再び利用することを希望する場合（育児休業に係る児童が、兄又は姉と同じ施設を利用することを希望する場合を含む。）	4
		育児休業者②	直ちに育児休業からの復職を希望していない場合	基本点数を含め、合計点数０点
	K	保育士等	保育士等として、市内の保育所等に勤務している場合（就労予定の場合を含む。）	各6
			上記以外で、市内の保育所等に勤務している場合（就労予定の場合を含む。）	各3
	L	閉園施設利用児	年度末に閉園が決定している本市の保育所等の利用者が、やむなく別の保育所等の利用申込をする場合	12

※　複数の区分に該当する場合は、該当するもの全てを合算したものを加算する。

※　区分Eについては、別表第１基本点数表で区分８に該当する場合は適用しない。

※　区分Kの保護者状況の項中「保育士等」とは、幼稚園教諭及び保育士をいう。